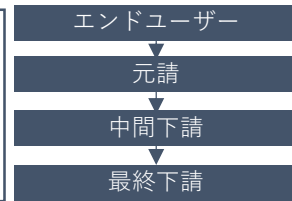


ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書（概要）



■ 昨今のDX化の流れを支えるソフトウェア業においては、**多重下請構造型のサプライチェーンの中で**、下請法上の買ったとき、仕様変更への無償対応要求といった**違反行為の存在が懸念**される。このため、公正取引委員会は、ソフトウェア業における2万1000社（資本金3億円以下）を対象としたアンケート調査、関係事業者・団体に対するヒアリング調査などによって、**ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査を実施**した。

実態調査の結果（問題点）

■ **下請代金にまつわる下流しわ寄せ型の問題**（エンドユーザーや上流の発注者からの**買ったとき、減額、支払遅延**といった違反行為が多重下請構造型の**サプライチェーン上を連鎖**）や**ソフトウェア制作取引の特性に係る問題**（当事者間で成果物に関する正確な共通認識を形成しづらいといった特性が**不当な給付内容の変更・やり直し**などを誘引し、違反行為が多重下請構造とあいまって**サプライチェーン上を連鎖**）がみられた。

■ 多くの事業者が不必要な「中抜き」事業者の存在を感じている。このような「**中抜き**」事業者の存在はいたずらに多重下請構造の多層化を進め、**情報伝達の混乱を引き起こしやすくする**など、**独占禁止法・下請法違反行為を誘引・助長するおそれ**がある。

■ エンドユーザー・元請・下請間の**契約内容が必ずしも明確でない**。さらに、「**中抜き**」事業者の存在を含む**複雑な取引関係**を背景として、**下請法違反行為が多く発生**しているほか、下請法の適用対象とならない取引が相当程度存在し、独占禁止法上の**優越的地位の濫用**として問題となるケースも潜在的に多数存在する可能性がある。

■ **独占禁止法・下請法に関する知識が十分とはいえない**状況が明らかとなった。

■ ソフトウェア業界には、独占禁止法上の**優越的地位の濫用に関する問題も潜在的に多数存在**する可能性があるとともに、**多重下請構造は、他の業種においても存在**が指摘されている。

提言（今後の対応）

① 多重下請構造下で生じる問題への対応強化

■ **独占禁止法・下請法違反行為を未然に防止し、取引の適正化を図る観点から**は、**エンドユーザー・元請**にあっては、自身の**契約内容の不明確さ**がサプライチェーン全体における契約内容の不明確さを招き、**独占禁止法・下請法違反行為を誘発しかねない**ことから、**契約内容の明確化**を図るべき。

「**中抜き**」事業者の存在はいたずらに多重下請構造の多層化を深め、**独占禁止法・下請法違反行為を誘引・助長するおそれ**があることから、業界全体において**サプライチェーンのスリム化**に向けた取組を進めていくことが期待される。

これらの取組は、**多重下請構造にある他の業界においても進めていく**ことが望ましい。

■ **複雑な取引を把握し、多重下請構造下におけるサプライチェーンに対応できるように取組を強化し、「中抜き」事業者など多重下請構造下で生じる問題について、独占禁止法・下請法の執行を強化**。その際、**体制の強化**を行い、**多重下請構造がみられる他の業界への対応強化**も実施。

■ 以上の取組について、**事業所管省庁と必要な連携を図るとともに、関係団体に対し、法令遵守に向けた取組強化の要請**を実施。

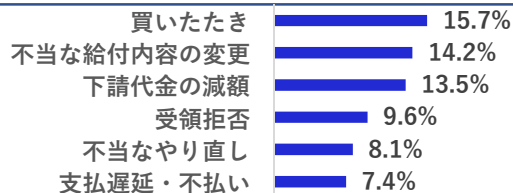
② 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の対応強化

■ 物流業界向けに実施していた**業種別講習をソフトウェア業にも拡大**。

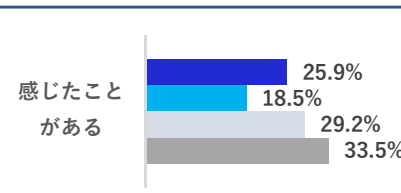
③ 複雑な取引関係における優越的地位の濫用に関する対応強化

■ 今後、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査において、**多重下請構造がみられる業界への対応強化**を実施。「**優越Gメン**」による**立入調査**を行うとともに、関係事業者に対する**注意喚起文書の送付**を実施。

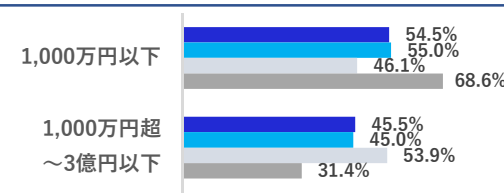
違反行為に該当すると考えられる経験



「中抜き」事業者の存在



取引階層別の資本金額の状況



独占禁止法・下請法の知識

